

議案第91号

北上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

北上市道路占用料徴収条例（平成3年北上市条例第156号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
（督促及び延滞金） 第6条 占用料の督促及び延滞金については、<u>北上市諸収入金に対する延滞金徴収条例（平成3年北上市条例第65号）</u>の定めるところによる。この場合において、<u>同条例第3条及び附則第2項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」と読み替えるものとする。</u> 別表（第2条関係）				（督促及び延滞金） 第6条 占用料の督促及び延滞金については、<u>北上市債権管理条例（令和4年北上市条例第〇号）</u>の定めるところによる。この場合において、<u>同条例第8条及び附則第4項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」と読み替えるものとする。</u> 別表（第2条関係）			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	金額			単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	[略]	円 370	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	[略]	円 480
	第2種電柱		560		第2種電柱		730
	第3種電柱		760		第3種電柱		980
	第1種電話柱		330		第1種電話柱		420
	第2種電話柱		520		第2種電話柱		680
	第3種電話柱		720		第3種電話柱		930

	その他の柱類
	共架電線その他上空に設ける線類
	地下に設ける電線その他の線類
	路上に設ける変圧器
	地下に設ける変圧器
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所
	郵便差出箱及び信書便差出箱
	広告塔
	その他のもの
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの

<u>33</u>
<u>3</u>
<u>2</u>
<u>330</u>
<u>200</u>
<u>660</u>
<u>280</u>
<u>860</u>
<u>660</u>
<u>14</u>
<u>20</u>
<u>30</u>
<u>39</u>
<u>59</u>

	その他の柱類
	共架電線その他上空に設ける線類
	地下に設ける電線その他の線類
	路上に設ける変圧器
	地下に設ける変圧器
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所
	郵便差出箱及び信書便差出箱
	広告塔
	その他のもの
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの

<u>42</u>
<u>4</u>
<u>3</u>
<u>420</u>
<u>250</u>
<u>850</u>
<u>360</u>
<u>830</u>
<u>850</u>
<u>18</u>
<u>25</u>
<u>38</u>
<u>51</u>
<u>76</u>

	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	
	外径が1メートル以上のもの	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	[略]	
	上空に設ける通路	
	地下に設ける通路	
	その他のもの	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催し（以下「祭礼等」という。）に際し、一時的に設けるもの	
	その他のもの	
道路法施行令	看板（ア）	一時的に設けるもの
	一チであ	その他のもの

<u>79</u>
<u>140</u>
<u>200</u>
<u>390</u>
<u>660</u>
[略]
<u>430</u>
<u>260</u>
<u>660</u>
<u>9</u>
<u>86</u>
<u>86</u>
<u>860</u>

	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	
	外径が1メートル以上のもの	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	[略]	
	上空に設ける通路	
	地下に設ける通路	
	その他のもの	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催し（以下「祭礼等」という。）に際し、一時的に設けるもの	
	その他のもの	
道路法施行令	看板（ア）	一時的に設けるもの
	一チであ	その他のもの

<u>100</u>
<u>180</u>
<u>250</u>
<u>510</u>
<u>850</u>
[略]
<u>420</u>
<u>250</u>
<u>850</u>
<u>8</u>
<u>83</u>
<u>83</u>
<u>830</u>

(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	るものを除く。)	
	標識	
	旗ざお	祭礼等に際し、一時的に設けるもの
		その他のもの
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であることを除く。）	祭礼等に際し、一時的に設けるもの
		その他のもの
	アーチ	車道を横断するもの
		その他のもの
政令第7条第2号に掲げる物件		
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		
政令第	[略]	

<u>520</u>
<u>9</u>
<u>86</u>
<u>9</u>
<u>86</u>
<u>860</u>
<u>430</u>
<u>660</u>
<u>86</u>
<u>66</u>
[略]

(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	るものを除く。)	
	標識	
	旗ざお	祭礼等に際し、一時的に設けるもの
		その他のもの
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であることを除く。）	祭礼等に際し、一時的に設けるもの
		その他のもの
	アーチ	車道を横断するもの
		その他のもの
政令第7条第2号に掲げる物件		
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		
政令第	[略]	

<u>680</u>
<u>8</u>
<u>83</u>
<u>8</u>
<u>83</u>
<u>830</u>
<u>420</u>
<u>850</u>
<u>83</u>
<u>85</u>
[略]

7 条第 8 号に掲げる施設	上空に設けるもの	A に <u>0.024</u> を乗じて得た額	7 条第 8 号に掲げる施設	上空に設けるもの	A に <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの	A に <u>0.034</u> を乗じて得た額		その他のもの	A に <u>0.033</u> を乗じて得た額
	[略]	[略]		[略]	[略]
	7 条第 9 号に掲げる施設	その他のもの		A に <u>0.014</u> を乗じて得た額	A に <u>0.013</u> を乗じて得た額
	政令第 7 条第 11 号に掲げる応急仮設建築物	[略]		[略]	政令第 7 条第 11 号に掲げる応急仮設建築物
政令第 7 条第 12 号に掲げる器具	上空に設けるもの	A に <u>0.024</u> を乗じて得た額	政令第 7 条第 12 号に掲げる器具	上空に設けるもの	A に <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの	A に <u>0.034</u> を乗じて得た額		その他のもの	A に <u>0.033</u> を乗じて得た額
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 3 月 3 日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

固定資産税評価額の評価替えに伴い、道路占用料の額を改正するほか、所要の改正をしようとするものである。